

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 29 年 12 月 5 日

須賀川市長 橋本 克也

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

下江花地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 27 年 9 月 17 日（当初作成）

平成 28 年 10 月 18 日（第 1 回目見直し）

平成 29 年 11 月 7 日（第 2 回目見直し）

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

法人 1 経営体

個人 14 経営体

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構へ貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

水稲単作の比率が高いことから、農機具の共同利用の促進などにより生産費の低コスト化を図り、業務用等の契約栽培を見据えて作付品種の選定を進めていく。

また、効率的な管理のために分散錯圃の解消に努め、地域の 6 次産業化を進めている生産者や複合化を行っている生産者を参考にし、農業経営の再構築を図っていく。